

倫理＝道徳

政治倫理条例の主な内容

(市長等、議員の責務)

□市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を実証しなければならない。

(市民の責務)

□市長等や議員に対し、その権限または地位による影響力を不正に行使させる働きかけを行ってはならない。

(職員の責務)

□市民全体の奉仕者としての責務を自覚し、不正な働きかけがあった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(市の禁止事項)

□市長等や議員およびその配偶者、2親等以内の親族が経営する法人などと請負契約などを行ってはならない。

(資産等報告書の提出義務)

□市長等や議員は、前年1年間の収入、贈与、税等の納付状況を記載した報告書を提出しなければならない。

(違反に関する措置)

□資産等報告書の提出、政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合は審査会で審査を行い、規定に違反した場合は市広報等で公表。

政治倫理条例可決 自ら高潔性を実証する

議員提出議案の「嘉麻市政治倫理条例」は、全議員の意見を聴取し、総務委員会と議会運営委員会との連合で審査が行われました。
この条例は、市長、助役、教育長、市議会議員が、権限や地位を不正に行使して自己および親族また特定の者の利益を図ることなく、市民に対し自ら進んで高潔性を実証するというものです。
採決の結果、賛成多数で修正可決されました。

指定管理者指定(9施設)可決 「公」から「民」へ

なつきの湯など管理を社協へ

管理期間

平成18年11月1日～平成20年3月31日(1年5ヶ月)

名称	委託費(5ヶ月)	指定管理者団体
「なつきの湯」	1,081万8千円	社会福祉協議会
山田ふれあいハウス	148万5千円	〃
碓井千歳会館	92万6千円	〃
嘉穂老人福祉センター	906万8千円	〃
稲築社会福祉センター	693万2千円	〃
稲築老人憩の家	379万4千円	〃
山田いこいの家「白雲荘」	873万円	〃
カッホー馬古屏	—	カッホー馬古屏
山田活性化センター	46万8千円	嘉穂農業共同組合

指定管理者制度とは、公共施設の「公」から「民」への開放を促進させる制度のことです。民間事業者などを含む団体に地方公共団体が指定をし、施設の管理を行わせるものです。また、施設の利用料金などは、指定を受けた民間団体などの収入となります。

この制度導入の成果は、指定を受けた民間団体などの持つ能力やノウハウにかかっており、低コスト・高サービスが実現すれば、市からの委託費を減額できるというメリットも考えられます。



なつきの湯風呂内